

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
法令等の変更	法令等の改正により、住棟及び附属建築物並びに建築設備などの点検、設置、整備又は改修等が新たに必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者賠償 (※)	指定管理者の責めに帰すべき事由により、県営住宅及びその敷地内において入居者以外の者に損害を与えた場合(不適切な管理運営による第三者からの苦情等)		○
	上記以外の場合	○	
入居者への損害 (※)	指定管理者の責めに帰すべき事由により、県営住宅及びその敷地内において入居者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による入居者のけが等)		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	経済状況の大幅な変動に伴う人件費、物品等の増減があった場合	○	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、入居者及び入居者以外の者への県営住宅及びその敷地内における損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
税制度の変更	税制度の変更があった場合(但し、指定管理者が指定管理料の範囲内で変更に対応できるとした場合を除く。)	○	○
管理物件の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	○
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	○
債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により個人情報漏洩した場合		○
	上記以外の場合	○	
指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

(※) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、県及び指定管理者で協議して決定するものとする。